

## 第7回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成28年5月23日（月）

熊倉計画官：皆さま、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより第7回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。本日事務局を務めさせていただきます、環境省廃棄物リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室の熊倉でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、まず井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。栃木県の皆さまには、本日は、市町村長会議に、お忙しい中お時間をいただきまして感謝を申し上げます。また、常日頃、この指定廃棄物の件に関しまして、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、重ねてお詫びを申し上げます。

この指定廃棄物につきましては、われわれ国が責任を持って処理を進めてまいりたいと思っておりますけれども、福田知事をはじめとして、皆さま方のご協力、これが何といたっても不可欠でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、栃木県におきましては、平成26年7月に、塩谷町にある寺島入を詳細調査候補地として提示をし、それ以降、塩谷町への説明の他、町内主要関係者への個別訪問や、指定廃棄物に関するご不安、ご懸念にお答えするお手紙の送付など、さまざまなかたちで丁寧な説明を行う努力を続けてまいりました。

一方で、東日本大震災から5年を経過し、大幅に指定廃棄物の放射能濃度が自然減衰していることが見込まれます。栃木県における指定廃棄物の放射能濃度の減衰の傾向を把握することによって、県民の皆さまのご不安を少しでも軽減するとともに、今後の処理促進に資するものとするため、放射能濃度の再測定を国の責任で実施をさせていただきたいと思っております。このため、環境省から再測定の実施の計画について本日も説明をさせていただき、各市町長の皆さまのご理解とご協力をいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、指定廃棄物の処理につきまして、国が責任を持って進めてまいります。その際、ご地元のご理解、ご協力が不可欠でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

熊倉計画官：続きまして、白石環境大臣政務官よりご挨拶を申し上げます。

白石政務官：失礼します。ただ今ご紹介いただきました、環境大臣政務官を務めております白石徹でございます。本日は、福田知事をはじめ、市、町長の皆さま方におかれまして

は、大変お忙しい中ご出席を賜りましたことを、あらためてこの場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。また、昨年私は 10 月から就任以降、廃棄物リサイクル行政を担当しております。この指定廃棄物の課題につきましても、一日も早く進むように、これからも努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

指定廃棄物の処理を確実に進めるためにも、環境省といたしましては、丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えております。本日、環境省から再測定の実施計画についてご説明をさせていただき、その皆さま方のご意見をお伺いする機会をいただきましたことを、本当にありがたく思っております。地元の皆さま方のお気持ちをしっかり受けとめ、誠心誠意努力をしてまいりたいと考えておりますので、どうか今後とも皆さま方のご指導、またご意見を賜りますことを、よろしく願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

熊倉計画官：続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願い申し上げます。

福田知事：はい。皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中、市町長の皆さんにおかれましては、ご出席をいただきましたこと、御礼を申し上げます。また、お忙しい中、井上環境副大臣、白石環境大臣政務官、環境省の職員の皆さま方には、ようこそ栃木にお越しくださいました。心から御礼を申し上げます。

さて、本県の指定廃棄物は、ご案内のとおり、県内 160 カ所に一時保管されております。台風あるいは竜巻などの自然災害による飛散、流出のリスク、保管の長期化による農家や事業者の皆さま方の精神的な負担等を考えますと、一日も早く安全に処理する必要があります。環境省におきましては、現在の指定廃棄物の現状を把握するとともに、今後の処理促進に資するため、放射能濃度の再測定を実施したいとして、本年 3 月に環境省から栃木県に申し入れがありました。県といたしましては、再測定の実施につきましても、大掛かりな作業となり、風評被害の懸念があることや、測定が長期にわたって処理が遅れてしまう、こういった課題があることから、事務レベルで市町のご意見をお聞きしながら、環境省との協議を進めてまいりました。

本日は、再測定の実施計画につきまして、環境省から説明がありますので、ご意見等ございましたらよろしくお願いをしたいと思います。以上を申し上げて、開会にあたっての挨拶といたします。

熊倉計画官：ありがとうございました。本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けておりますので、大変恐縮ですが、こちらでご確認いただければと思います。

それから、配布資料の確認をさせていただきます。本日は議事次第、それから出席者名簿の他に、資料 1 として栃木県における指定廃棄物の放射能濃度の再測定について、これのみでございます。不足がありましたら事務局にお申し付けください。

なお、本日の会議は、マスコミの方も同席可能としてございます。ここでマスコミの方々をお願いを申し上げます。会議中の撮影も可能としておりますが、あらかじめ決められた場所での撮影をお願いいたします。

本日の会議は 15 時 30 分まででございます。円滑な進行にご協力いただけますよう、よろしくをお願いいたします。

では、これからの進行は、白石環境大臣政務官が務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

白石政務官：それでは議事に入らせていただきます。先ほど来、お話をさせていただきましたとおり、本日はまず議題として、栃木県における指定廃棄物の放射能濃度の再測定についてという資料を用いて、まず環境省のほうから説明をさせていただき、その後意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議題について、熊倉計画官より説明をさせます。

熊倉計画官：はい。では資料 1 につきまして、環境省熊倉からご説明いたします。

まず最初のページでございますけれども、栃木県の指定廃棄物の放射能濃度の再測定の目的でございます。処理を早期に進めていくためには、県内の実情を把握することがまずは必要となります。放射能濃度は時間とともに自然減衰してまいります。発災から 5 年が経過して、その減衰傾向を把握し、今後の処理促進に資するものとするため、再測定を実施したいと考えてございます。

次のページをめくってください。再測定実施計画の基本的考え方でございます。栃木県の指定廃棄物は、非常に量が多く、保管場所も多数に及びます。さらに、土壌で覆われていて、試料採取が困難な場所が多い、またそのため、採取の作業が大掛かりになって人目に付きやすく、風評被害の懸念があることから、測定箇所については絞り込みを行いたいと考えております。

絞り込みにあたりましては、保管している廃棄物の種類、濃度、地域性に配慮し、バランス良く全体の傾向が把握できるようにしたいと思います。また風評被害を防ぐため、外から目立たない場所であることや、道路のアクセスが良く、準備による作業が大掛かりにならずに目立たなく行える場所を選びたいと思います。

また、測定の結果が、その場所の濃度が濃いほう、または薄いほうに偏って出てしまったと考えられる場合には、その旨も注記して、誤解のないようにしたいと思います。

下のページでございます。再測定のスケジュールでございます。本日の市町長会議で説明をし、ご理解いただければ、次に実際の保管市町や保管者のところにお伺いしまして、測定の了解を得た上で測定に着手をいたします。おおむね 5 月末から 8 月にかけて試料採取を終えて、結果については 9 月中をめどに取りまとめる予定でございます。

次の 5 ページをご覧ください。絞り込みの結果、調査対象として考えているのは、この

ようなものでございます。まず(1)で県有施設、公共施設で管理している焼却灰などについては、原則として全て測定することを目指します。ただし、廃棄物の保管の仕方によっては、その場所の濃度の代表性を確保できるような試料採取ができず、測定結果として濃度に偏りが出る場合が考えられます。そのような場所については、測定対象から外すこととしてございます。

次に(2)の農林業系廃棄物であります腐葉土、牧草、稲わら、堆肥についてでございますが、風評被害の懸念がございますし、また箇所数が非常に多い、土壌で覆われて保管されている場合が多い、といった特徴がございますので、先ほどの9月までに取りまとめという期間の制約がございます。このため、ある程度の絞り込みが必要と考えております。とはいえ、やはり箇所数が多い牧草は15カ所程度、稲わらについては10カ所程度と、腐葉土、堆肥よりは多く試料採取したいと思っております。

なお、ここで14カ所とか測定単位とか、そういう言葉が出てまいりますけれども、例えば1カ所の保管庫の中でも、廃棄物の発生時期が異なる等の理由で、指定申請時期が異なる廃棄物、または放射能濃度の異なる廃棄物にいくつかグループ分けできる場合がございます。このような場合は、この区分ごとに測定をいたしますので、これを「測定単位」とここで書かせていただいております。

続いて、その下のページをご覧ください。この絞り込みの結果、測定箇所数は計40カ所程度、測定単位としては90カ所程度ができる範囲かと考えてございます。なお、測定は全額国の予算で実施をいたします。

次の7ページ目をご覧ください。調査の流れになります。環境省の方から、まずは保管市町に調査対象候補となる場所のご提示をいたします。それで、ご了解がいただければ、実際の保管者にその旨を伝えて、了解をいただきます。それで、調査の日時を調整しまして、試料採取に伺います。一つ一つの試料の採取自体は短時間で済みますけれども、土壌で覆われて保管されている場所の場合は、重機を入れての作業になりますので、半日ぐらいはかかると考えてございます。そういった作業を各所続けまして、5月末から8月にかけて行い、9月中に結果取りまとめをしたいと思っております。結果については公表もする予定です。

その下のページをご覧ください。試料採取の具体的な方法になります。指定廃棄物の濃度測定については、環境省でガイドラインを制定しておりまして、これにのっとり実施をいたします。ガイドラインでは、焼却灰など、公共施設で保管しているものは、一つの測定単位あたりに4点以上、農林業系については10点以上の試料を採取いたします。

これを混ぜて測定器にかけて測定をいたします。指定申請時に採取した箇所が明らかな場合には、できるだけ申請時と同じ箇所から試料を取りたいと考えてございます。

次の9ページでございますが、今申し上げた考え方の図示をしております。その下に、具体的に栃木県での指定廃棄物の保管状況をお示ししています。1ポツが公共系、2ポツ3ポツ浄水場ということで、これも公共系です。4ポツが農林業系ということで、この保管箇所数約140カ所ということで、一番多くなっております。順次ご説明をいたします。

次の 11 ページでございます。1 ポツでございますが、公共施設で保管しているものの多くが、このように指定廃棄物をフレコンに入れて、保管庫内や遮水シートで覆って保管をしている状態でございます。

その下をご覧ください。指定申請時に採取した場所が分かっている場合には、その場所を優先して採取をいたします。しかし、申請時の場所が分からない場合や、右下の②にありますように、場所が分かっているにもかかわらず、フレコンの山の下の段の中心部にその場所があって、採取が非常に困難な場合には、適宜採取箇所を変更したいと思います。

次のページ、13 ページをご覧ください。このように、1、2、3、4 と 4 つ以上の場所から採取をいたします。このように、重機でフレコンをずらすことなく取れる場所から取っていただけるような工夫をしたいと考えています。

その下、14 ページから 17 ページまで、一部の浄水場での保管場所でのケースです。2 ポツがばら積みの指定廃棄物をブルーシートで覆って保管している場合、おめくりいただいて 16 ページのところ、指定廃棄物をフレコンに入れて地中に埋設して保管している場合がございます。これらについても、4 点以上の採取ということを手作業で実施したいと思います。

続いて 18 ページをご覧ください。4 ポツになります。栃木県で最も多い農業系の廃棄物の保管でございます。指定廃棄物をフレコンに入れて、土のうや土壌で覆って遮へいしている場所になります。これについては、まず遮へいシートを切開いたしまして、手作業で土のうや土壌を除いて、あらわになったフレコンから試料を採取することにいたします。

次のページをご覧ください。こちらについても、極力重機を使わないで済むように、手作業で取れる位置にあるフレコンから試料を計 10 点以上採取したいと思います。このように、1 段目と 2 段目がうまくピラミッド状になっていけば、手作業で取れる可能性があると思います。ただし、下段の場所が手作業でどうしても取れない場合、こういった場合には重機でフレコンを移動する場合もあり得るかもしれません。そこは現場で確認をしたいと思います。

それから下の 20 ページでございますけれども、試料採取の後は、元の状態に復旧する必要があります。採取の際に土を除去しておりますので、また土を入れて固める必要がありますので、この際にはどうしても重機が必要になってくるかと思えます。ということで、先ほど申し上げましたように、農業系の採取の場合には、重機が入っても人目にあまり目立たず、風評被害が起きないように工夫をしっかり留意をしたいと考えてございます。

続いて 21 ページでございます。試料につきましては、分析機関で分析をいたします。採取後 2 週間から 2 カ月ぐらいの間に分析をして、元の場所に返却をさせていただきたいと考えております。この旨ご理解いただきたいと思います。

あとはご参考になります。22 ページが試料採取の方法ということでありまして、例えば 4 点採取した場合には、右側に写真がありますけれども、1 つの容器に入れて、よく混ぜ合わせて、大体合計 500 グラムから 1 キログラムぐらいになったものを、分析器で測定をい

たします。

次の 23 ページに、実際の作業の工程がございます。ちなみに、袋を裂いて取った場合も、しっかり補修テープで最後戻して、安全上問題ないようなかたちで実施をいたします。

それから最後のページですけれども、試料の測定方法です。ガイドラインに準拠して、このような測定器、これを用いて何ベクレル／kg という濃度を測定することになります。

以上、短時間でのご説明で恐縮でございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

白石政務官：ただ今ご説明をさせていただきました再測定についての今の説明に対して、皆さま方からご意見をちょうだいさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ご意見のある市長町長さんは、挙手をお願いさせていただきます。市町名をお伝えいただいてからご意見を賜りますように、お願申し上げます。どうぞ、ご意見を、ございましたら。どうぞ。

塩谷町長：塩谷町です。お世話になります。前回にもあったことなんですが、われわれに今日、市町村長会議で市町長に対して説明をしたから、市町の住民に説明し、了承を得たということではないはずだと思います。だから目立たない場所とかそういうところでも実施をして、というふうなことなのか。前回も私はそういうことで、そこに大きな問題というか、ことが起きてしまったのではないのかなと。市町村長に説明をしたから、住民も説明を受け理解しているというふうな考え方では、好ましくないのではないのかなというふうに思っております。当然、今日説明を、市町村長に説明をしたから、それは市町村長が各町に、市に帰って、そのことを伝えてくださいという会議なんですか、これは。その辺はどのように考えているんですか。

熊倉計画官：ご質問ありがとうございます。先ほど調査の流れのほうでご説明をしましたとおおり、今日この場でご理解いただいたとしても、環境省の方から直接保管市町のほうに、この場所で調査できるでしょうかというご確認のためのご連絡はいたします。その上で、さらに実際の農家の保管者の方にもお伺いをして、測定のご理解いただけるよう、直接ご相談することにしておりますので、そこは丁寧にやっていきたいと思っております。

塩谷町長：よろしいですか。風評被害っていうのは、当事者だけの問題ではないんですね。周りの人の方が風評被害を受けるという場合もあるんです。今の説明ですと、当事者には連絡をするが、それ以外の周辺に暮らす人には連絡しないということですが、それでは何ら今までのやり方と変わらないような気がしますんで、その辺の考え方につきまして、ご訂正をいただければありがたいなあというふうに思います。この場に来たから、われわれが説明を受けたんで、町民にそういうことを説明をするんですっていうふうには伺って

るつもりはないんですが。

熊倉計画官：すいません、ありがとうございます。実際のその保管者の方に限らず、その周りの方々にも風評被害が出る恐れがあるというのはおっしゃるとおりだと思います。その点も含めて、まずは保管市町、市、町のほうに、その測定についてのご相談を申し上げて、周辺住民の方も含めた風評被害についてのご相談をした上で、個別の保管者にあたっていきたいと思いますので、その辺も丁寧にやらせていただきたいと思います。

白石政務官：塩谷町長、いいですか。よろしゅうございますか。他にご意見ございましたら。どうぞ。

那珂川町長：那珂川町の福島と申します。まず入り口から確認したいんですけども、これは県のほうにも確認したい事項であります。この 2 ページの目的で、指定廃棄物の処理を早急に進めていくためには、県内の指定廃棄物の実情を把握する必要があります。指定廃棄物の放射能濃度の減衰の傾向を把握する。これはいいと思います。ただその後、栃木県における指定廃棄物の今後の処理促進に資するものとするため、再測定を実施する、ということは、例えば指定廃棄物 8 千ベクレル以上のもので、それが濃度が下がって、8 千以下になってしまう。そしたら指定廃棄物を解除してしまう。そうすると、その解除されたものは一般廃棄物あるいは産廃になってしまいます。そうすると、その処分、これを国の責任で絶対やっていただかなければいけない、それを担保していただかなければ、これには同意できないと思います。国の責任というのは、場所の選定から、いったん色の付いてしまったもの、指定廃棄物として色の付いてしまったものを、あくまで当初の国の説明どおり、国の責任で場所の選定からやっていただく、これを担保していただかなければ、われわれはこれに同意することはできません。国の責任というのは、場所の選定、お金だけじゃなくて、それも担保していただかなければ、同意できない事項だと考えております。

白石政務官：環境省の方から説明します。

熊倉計画官：ご指摘ありがとうございます。今回は、実態を把握するための再測定ということで、おっしゃるようにその測定の結果、8 千ベクレル/kg を下回っているものが明らかになる可能性はもちろんあると思います。ただし、指定解除については、4 月 28 日に仕組みを制定いたしましたけれども、これはあくまで保管者、それから処理責任者たる市町村の皆さま方と協議をした上で解除については考えるということになっておりまして、解除して処理責任が国から実際に移るといことがなかなかご理解いただけないようなケースもあろうかと思っておりますけれども、そういったものについては、国が一方的に責任を放棄するようなことはございません。あくまで協議が整ったものについて解除していくという

ことでありますので、8千を下回ったから直ちに解除だということはないということをご理解いただきたいと思います。

鎌形部長：今のは、解除ということについての考え方をお示しいたしましたけども、全体の処理方針につきましては、再測定をさせていただいて、その結果を踏まえて、もちろん県とも相談をしますけども、私どもの方からお示しする、こういう流れを考えたいと思っております。

白石政務官：どうぞ。

那珂川町長：再測定をする、これは、われわれ過去に経験のない知見でありますから、その放射能濃度が経年とともにどういう推移をするか、これを測定する、これは大事なことだと思います。しかしながら、当初いったん規制してしまったもの、これが8千を下回って指定解除としたら、各自治体で処分しなければならない。このようなことになっては、われわれも困ることありますし、それは県としても統一して、町内でなし崩しに、一つの自治体あるいは一つの県の事業者、あるいは栃木から崩していくのではなくて、県としても統一した見解を持っていただいて、多分8千を下回っても、あくまで場所の選定から国の責任でやる、これが担保されなければ、われわれは納得できるものではないと考えております。

白石政務官：おっしゃるとおりだと思います。先ほど来、説明させていただきましたとおり、われわれが再測定させていただいて、その結果をもって、どうするこうするをわれわれだけで決めるという考えは一切ございませんので。そのときに、どういうふうな処理方針をしていくか、それもお示し、9月の取りまとめの以降でお示しさせていただいて、その中で処理の方法について、当然国は国としての責任を果たしていくつもりでございます。

その説明を皆さんにちゃんとさせていただく。県の当局とのすり合わせ、統一的な意見をちゃんと持った上で、皆さま方とお話をさせていただく、そういうつもりでございますので、じゃあ測定の後、今ちゃんと担保するという話ですけども、担保というかたちじゃなくて、それをまた、この市町村長会議に、皆さんとお話させていただいて進めさせていただくということは間違いのないことでございますので、何とかご了解をいただければと思います。

白石政務官：はい、どうぞ。

那珂川町長：お話は分かりましたけども、これはこれから、われわれと県とで、同一歩調でやっていかなければならないことだと思いますので、県の方にもしっかりとわれわれの

意向を聞いて、統一見解として、県の方針として、環境省と向き合っていたきたい、このように要望をしたいと思います。

白石政務官：ご意見あれば。はい、どうぞ。

金田栃木県環境森林部長：今、那珂川町長さんからご懸念のお話がありました。今回環境省と私のほうでいろいろ事務的に協議を進めてきた中で、今回の再測定と指定解除は必ずしも連動するものではないということは確認をしておりますし、全体の傾向を把握した上で、今後どういう処理が適当かを考えていく、その基礎的な資料としていくというものであると、そういうふうに確認をしておりますので、今環境省からもお答えありましたように、今後の処理の進め方については、十分に市や町とも協議をしてみたいと思っております。

白石政務官：他にご意見ございましたら。どうぞ。

那須塩原市長：那須塩原の君島でございます。よろしくお願いたします。私ども那須塩原は、相当量の一時保管の量を持っております。そういった中で、市として意見をちょっとまとめさせていただいてまいりましたので、お願いをしたいと思っております。

再測定の実施にあたりましては、先ほどお話がありましたが、保管場所、保管農家に負担がまずかからないようなかたちで実施をしていただきたいというのが 1 点ございます。また、くれぐれも風評被害につながらないような、そういった方法で実施をしていただくことが必要であろうというのが 1 点でございます。それから、数年間除染活動をやってきましたが、再測定の事業にあたりましては、国の直轄の事業として実施をしていただくことができないかということでございます。費用については、先ほど説明がありましており、国が全額負担をするよというお話がございましたが、この事業についても、国が直接手を出していただくことができないだろうかというふうな考え方がございます。それから、最後の 1 点でございますけれども、那須塩原の市内にこの再測定の事業を実施するという場合に、窓口となるような、そういった事務所的なものを設けていただけないかということでございます。農家あるいはその周辺の方々、住民の方々から、いろいろな質問等、ご意見等が出てくる可能性がございますので、そういったものを処理するための、そういった事務所的なものが、設置ができれば大変ありがたいなというふうに思っているところであります。この 3 点について、私どもの意見として申し上げます。

白石政務官：ありがとうございます。今、君島市長さんがおっしゃった最初の 1、2 点、農家の方に対するところは、先ほどもご説明させていただいたとおりでございます。3 番目の除染というか、再測定を直轄でやるのかどうか、それと、4 点目の窓口業務についてを答

えさせていただきます。

室石参事官：お答えいたします。今回の再測定につきましては、直轄事業として、国の負担で行うという予定でございます。それから最後の点でございます窓口についてでございますが、少なくとも専用の担当者、関東事務所の方の担当者を用意する予定でございます。事務所として開設するかどうかは、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

白石政務官：よろしゅうございますか。

那須塩原市長：はい。ぜひとも、よろしく願いをしたいと思います。

白石政務官：ありがとうございます。他にご意見、ございますでしょうか。どうぞ。

那須町長：那須町の高久でございます。今回の再測定については、私ども福島町長さんと同じような考えで、かなり課題が多いのではないかというふうに思っております。そういった意味で、実施するにあたっては、もっと議論を尽くしていくべきだろうというふうに思っています。

まず1点は、この目的が現状を知るということですが、現状を知って、しかもまた元に戻して、協議した結果、その自治体と協議が整わなかったということになれば、まさにやっただけ損みたいところがあって、そのまま外に置かざるを得ないということになります。ということになれば、いろいろな意味で課題が多いかというふうに思っております。

さらに風評被害をできるだけ起きないようにするということですが、目立たないところで作業をするというのは、単なる目先のことの話でして、今日もマスコミの方がいらっしゃっていますけども、マスコミの方々の取材申し込みがあれば、取材を拒否するわけにはいかないだろうというふうに思いますし、また、9月頃に発表されるという結果報告につきましても、これもマスコミに告知するしかないだろうというふうに思えば、再測定をすれば風評被害が増えるというのは明確だというふうに思っております。

それと、再測定をすることによって、今回どうも、宮城県で再測定をした結果、予想よりも六十数パーセントも減衰したというようなこともあって、そういったことを期待されているのかどうか分かりませんが、先ほど福島町長が言われましたように、8千ベクレル以下になった指定廃棄物の処理について、地元で今度相当の混乱が起きるのではないかというふうに思います。例えば、この8千ベクレル以下になって、稲わらとか牧草、こういったものを焼却処分をするということになりますと、8千ベクレル以下にするためには、いくつかがごみと混焼して焼却するということになりますと、その混焼率の問題とかいろいろ

ろあって、長期保管をしなきゃいかんということになりますとですね、むしろ混乱を多くするだろうというふうに思っています。それと、腐葉土とか堆肥というのは、これは産業廃棄物ですから、8千ベクレル以下になったときに、これを引き受けてくれる事業者があるのかどうか、そういうことも考えますと、ちょっと課題が多すぎるんだろうというふうに思っておりまして、まだまだ協議する余地が残っているというふうに思っておりますので、その辺はぜひ、もうちょっと慎重にさせていただきたいというふうに思います。

白石政務官：高久町長、すいませんけども、ちょっと誤解がありますので申し上げておきますけども、宮城県が調査をしたら、随分減衰していた。それを期待してやっているんじゃないかというお言葉ありましたけども、それはございませんので。今われわれは、今の現状をちゃんと把握して、そして今おっしゃったように8千ベクレル以下になったその廃棄物について、どう処理するかというのは、今度また皆さんとご協議させていただくという話をさせていただいているわけでございまして、その辺りは誤解のないようお願いをしたいと思います。風評被害等については、環境省の方から説明させます。

熊倉計画官：はい。お答えします。風評被害対応は非常に重要だと考えてございます。場所が目立たないところというのはもとより、マスコミの取材についても、大変申し訳ないですけども、風評被害の対応の方を優先して、そういったことが起きないようなかたちで、マスコミにもお願いをしたいと考えてございます。

それから、9月めどの公表時期についても、私有地とかそういった個人のご迷惑になるような情報は伏せたかたちで公表することを考えておりますので、けっして農家の方にご迷惑がかからないよう十分配慮したいと考えてございます。

白石政務官：よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

那須町長：今、回答いただいて、私もちょっと失言があったようで撤回をしたいと、宮城県のことについては撤回をしたいと思っておりますけども、風評被害等につきましては、やはり思った以上と、こちらが事前に考えていたとは違いかたちで風評被害というのは広がっていくということは往々にしてありがちなことですから、ぜひその風評被害、また再測定後の8千ベクレル以下の指定解除も含めて、その処理、これについて十分議論をした上で、それがはっきりして明確になった時点での再測定というのをお願いしたいというふうに思っております。

白石政務官：おっしゃるとおり、処理方法について、その後皆さんとご協議をさせていただく、これはもう当然のことでございます。また、その場を設けさせていただいたときには、皆さま方からご意見を賜りますので、お願いを申し上げたいと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

矢板市長：矢板市長でございます。先ほど、再測定と指定解除というのは結び付いているものではないというようなご説明をどなたかからいただいたんじゃないかなと思いますが、そうであれば、今回の再測定は、指定廃棄物処理を早期に進めていく、また今後の処理促進に資する、役立つということでございますけれども、環境省としては、この再測定の結果、必ずしも指定解除に結び付いていないとすれば、例えば予想以上に、思った以上にその放射性セシウム濃度が減衰していくというような場合には、例えば宮城県では既にそういう数字が出ているようですけれども、どのような一つ考え方というか、対応の方針みたいなものをお持ちになっているのかどうなのかというのを、少しお聞かせいただければなあというふうに思います。宮城県の市町村長会議がどうこうということではなくて、環境省さんとして、はい。

白石政務官：今申しましたように、再測定と指定解除というのは、それは別ものであるというのは、再測定をした結果を皆さんと協議させていただく。指定解除うんぬんというよりも、その後の処理の仕方について協議をさせていただく、それがそのまま指定解除につながるものではないということございまして、その辺りはご理解をいただきたいと思うんですが、合わせて、環境省の方から説明させていただきます。

鎌形部長：処理の全体的な処理方針については、今政務官からも申しあげましたように、再測定の結果を皆さん見ていただき、ご相談していくというかたちになりますけれども、再測定の結果、結局何が分かってくるかということ、減衰の傾向が分かってくるということを申しあげました。減衰の傾向というのは、例えば 8 千ベクレルというレベルを下回るものがどういうところにどの程度あるかというのが分かります。その結果どうするかというのは、今後の処理の方針を全体として議論していくところでございますが、確実に言えますのは、8 千ベクレルという基準が何で決まったかということになりますけれども、これが通常の廃棄物として処理できるのかどうかと、こういうラインでございます。ですから、通常の廃棄物として処理できるラインのものが、どういうところにどれだけの量になってくるかということ把握することは、それはそれなりに意味があると思っております。これは実際どうしていくかということに関しては、それは今後の結果を見た上で、実際の結果を踏まえてご議論していくことだと思っております。

白石政務官：齊藤市長どうぞ。

矢板市長：先ほど部長さんのほうから、通常の廃棄物として処理できるかどうかという線が、放射性セシウム濃度が 1 キログラムあたり 8 千ベクレル超というところだということ

なお話だったかと思いますが、そうしますとやはり、放射性セシウム濃度が 1 キログラムで 8 千ベクレルを切れるということになれば、これはやはり指定廃棄物の定義から外れるというふうにお考えに、やはりなっているということでもよろしいのでしょうか。

鎌形部長：指定廃棄物でなくなるということは、指定を解除するということだと思います。今回再測定を指定解除に即結び付く話ではないというようなご説明もいたしましたし、指定解除の仕組みというのは、先ほど担当からご説明いたしましたとおり、実際今回つくりました仕組みでは、ご地元の保管者、あるいは処理責任者、もし解除した場合に、処理責任者となる市町村の方々と協議が整った上ということが前提ということでもございますので、先ほど申されたように、8 千以下となったから直ちに指定解除というような仕組みにはなっていません。

白石政務官：どうぞ。

矢板市長：そういたしますと、特措法では、指定廃棄物は国が処理をする、国が責任を持って処理をするということでもございますが、仮に再測定をして、1 キログラムあたり、放射線セシウム濃度が 1 キログラムあたり 8 千ベクレルを切ったという場合であっても、依然としてその特措法で規定をされている国が、責任を持って処理をする廃棄物だというふうにとらえてよろしいのでしょうか。そういった特措法の解釈で再測定に臨まれると理解してよろしいのでしょうか。

鎌形部長：申しましたとおり、特措法の中では、基準を上回るものに関しまして、指定という行為で、指定廃棄物となるわけです。その解除については、この間お示ししたとおりでもございまして、解除の仕組みですね。その解除の仕組みにつきましては、協議が整った上で解除するかどうかを決める、こういうことでもございます。ですから、指定廃棄物というものである限り、国が処理するというのが特措法の仕組みだと、こういうふうにも理解いただければと思います。

矢板市長：分かりました。

白石政務官：よろしいですか。どちらにしても、9 月の、これで再測定させたい、特に栃木県の場合は農業関係のいわゆる指定廃棄物が多いものですから、われわれもどのぐらい減衰しているかという、今までその知見もないわけでもございまして、再測定をさせていただいて、その後の処理については、また皆さんとご相談をさせていただく。特措法がどうのこうのというのは、私もあまり言えないですけども、皆さんと協議させていただいて進めるというスタンスは、決して曲げることはございませんので、どうかよろしくご理解をい

ただけたらというふうに思います。どうぞ。

那須町長：今の部長のお話を聞いておりますと、まさにわれわれが一番心配しているところはそこなんです。指定廃棄物が解除になってしまった場合に、市町村の責任で処理しなければならないかどうかということになってくると、地元にもまたなんかついてくる、こういうことを一番知りたいというか、そこが一番疑問に思っ、この再測定にもなかなか足を踏み出せないというようなところがあって、今のご答弁を聞いていますと、指定廃棄物については、国の責任は確実にやっていくというようなことで、また答弁に少し疑問を感じたわけですが、その辺のことをもう少し明確にして、廃棄物 8 千ベクレル以下になったものについての処理については、協議ではなく、国の責任でやるのかどうかということ、もっと明確にしていきたいというふうに思います。

鎌形部長：今、特措法の仕組みのご説明になろうかと思っておりますけども、8 千ベクレルというライン、指定の基準があって、それを越えたものを指定廃棄物に指定をしているということでございます。そうした指定された指定廃棄物については国が処理をする、これが特措法の仕組みです。これはよろしゅうございましょうか。

那須町長：はい。

鎌形部長：それで、8 千ベクレルという基準を下回った場合に、その解除ということが考えられますけども、その解除に関しては、先般省令でお示しいたしましたけども、保管者ならびに解除された場合には処理責任は市町村ないし事業者になりますので、そういった処理責任を負う方々との協議をする。

その協議が整った場合に解除ができる、こういう仕組みを設けている、これもよろしゅうございますね。ということで、自動的に解除して、自動的に処理責任を離すというかたちにはなっていませんということ、説明がまどろっこしかったかもしれませんが、そういうことを今説明したいということでございます。

那須町長：そのところは理解しております。ですから、8 千ベクレル以下になったものは、解除にあたっては協議の上で解除するというので、そのところには自治体の処理責任が発生してくるというのは、自治体もきちんと合意の上で解除するということは分かりますけれども、もしそういったものが、協議が合意に至らなかった場合には、国がきちんと責任を持って処理していただけるのかどうかという。

白石政務官：要は、解除を議論するんじゃなくて、解除を含めて、処理方法を皆さんと協議させていただくということでございますから、ただ単に 8 千ベクレル切ったから解除し

ます、いやいや解除してもらったら困る、というような問題じゃなくて、処理方法も含めて皆さんと協議させていただくということでご理解をいただければと思います。それはどうということかというのは、なかなか今は申し上げにくいところがありますけれども、測定して、国が、もう芋を切ったみたいに、あとは知りませんよというようなことはございませんので、その辺は何かご理解をいただければというふうに思います。

室石参事官：ちょっと補足をいたしますけれども、環境省としましては、指定廃棄物が 8 千ベクレルを下回った、指定廃棄物が 8 千ベクレルを下回ったとしても、着実に処理が進められるように、責任を持って取り組んでいく、これが法律の仕組みでございます。これでよろしいでしょうか。

那須町長：はい、分かりました。

白石政務官：他にご意見。今日は、この後の。

矢板市長：すいません、よろしいですか。

白石政務官：はい、齋藤市長どうぞ。

矢板市長：先ほど、指定廃棄物 8 千ベクレルを切ったとしても、引き続き国が責任を持って処理をする、それ間違いないですか。例えば、今指定を受けている県内の指定廃棄物の放射性セシウム濃度が、1 キログラムあたり 8 千ベクレルを下回った場合であっても、変わらず国が責任を持って、8 千超のものと同様に、責任を持って処理していただけるというような理解でよろしいですか。

室石参事官：指定廃棄物は、一度指定しますと、解除しない限りは指定廃棄物であり続けますので、8 千ベクレルをもし再測定で下回ったとしても、指定廃棄物であり続けますので、国が責任を持って取り組んでいくということになります。

白石政務官：ですから、一方的に解除することはございませんから。そういうことです。よろしゅうございますか。どうぞ。

那須塩原市長：今のお話ですと、8 千ベクレルを下回ったとしても、指定解除をしなければ、国が責任を持って処理をしますよ、と聞こえるんです。指定解除してしまった場合には、一廃なり産廃なりの処理をするというふうな判断になってくるという意味ですか。

白石政務官：それは処理方法の問題なんで、指定解除の問題はまた別問題ですから。指定解除も含めて、われわれと協議させていただきますということでございますので、指定解除から処理の話まで飛んでいくと、なかなか不安材料が多くなりますけれども、要は指定解除についても協議させていただく。そのときに処理方法についても、こういう処理方法をわれわれの責任範囲でやる、という話になろうかと思えますけれども、それについては、皆さんと協議させていただいた上で進めていくということでございます。

那須塩原市長：お話を聞いていますと、その最終的に処理の方まで何かこう、行ってしまっているような感じを受けるところがあるんです。われわれとしては、要するに今回は再測定をするか否か、そういうのが今回の焦点ですから、その辺のところをきちっと踏まえただ上で、再測定データが出た後、最終的に、要するにその処理の方法、そういったものをきちっと国の責任でやっていただくといった方が、私はいいんだろうというふうに思います。

白石政務官：すいません。ちょっと時間も押してまいっておりますので、井上副大臣の方から少しまとめて話をさせていただきます。

井上副大臣：いろいろ有意義なご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。今、市長さんおっしゃったとおり、われわれといたしましては、今日は再測定につきましてご議論をいただきたい、ご理解をいただきたい、そういうことで臨ませていただいています。ただ、やはり市町村長さん、その後ということがご心配だということもよく分かりますので、これは私が環境省を代表して、この指定廃棄物の問題については、国が間違いなく責任を持って、しっかり地元の皆さまと協力をしながら、協議をしながら進めていくということは、お約束をさせてもらいたいと思っております。その上で、ぜひ再測定をさせていただいて、その結果に基づいて、次のステップとして、じゃあどういふふうに処理方針を決めていくのかということ、ぜひご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

白石政務官：すいません。時間のほうも過ぎておりますので、皆さま方ご意見については、また次回にお願いをさせていただきたいと思えます。ここで、本日の会議の議論を踏まえ、福田栃木県知事よりご発言をお願いします。

福田知事：はい。じゃあ座ったまま失礼します。再測定に関する具体的な話につきましては、環境省から個別に保管している市町と調整しながら進めていくということでありますが、冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、あるいは皆さま方からご意見がありましたとおり、風評被害などの課題があることも事実でございます。環境省におきましては、栃木

県の実情を踏まえて、保管市町、および保管者、事業主、この意見をよく聞きながら進めてほしいと思います。

震災から 5 年が経過しまして、保管者の負担も限界を超えてしまうのではないかと心配をしております。県といたしましては、再測定自体が目的ではありません。再測定で現状を把握した後に、指定廃棄物を一日も早く安全に処理することが重要であると考えております。環境省におきましては、再測定の実施と合わせて、少なくともその結果が出るまで、9 月というお話もございましたけれども、それまでの間に、本県の指定廃棄物の処理、それにつきましては解除のルールは説明がございました。解除しない場合の責任も言明をされました。そうしまして、解除した後どうやって処理をするのか、処分先はどう確保するのか、国がちゃんと責任を持ってやってくれるのか、こういったことも今皆さま方からご指摘がありましたので、本県も指定廃棄物の処理を今後どのように進めていくのか、保管者の負担軽減も含めまして、9 月までには明確なビジョンを示してほしいと考えております。

県といたしましては、県内の指定廃棄物の一日も早い安全な処理に向け、努力してまいりますので、市、町の皆さま方にもご理解とご協力をお願いいたします。

白石政務官：どうもありがとうございました。それでは、最後にもう一度井上副大臣からご挨拶をさせていただきます。

井上副大臣：私も座ったままで失礼いたしますけれども、今日は本当に皆さまの意見をいただきまして、そしてご議論を賜りまして、感謝を申し上げます。再測定の実施に関しまして、知事また市町村長の皆さまから、風評被害の懸念があることなどについて、ご指摘、ご意見をいただきました。これらを重く受けとめまして、個別にも保管していただいている市や町、保管者とよくご相談させていただきながら、再測定を実施させていただきたいと思っております。

また、ただ今福田知事からも、再測定後の処理方針について、この結果が取りまとまる 9 月頃を目途に、しっかりビジョンを明確に示すようお話がございました。そして、議論の中で、市町村長さんからも、さまざまなご懸念もいただきました。そのご意見を受けとめた上で、また皆さまと協議をさせていただいた上で、しっかり環境省としてこの処理方針、これを明確にご提案ができるように、取り組んでまいりたいと思っております。

知事のお話にもありまして、原発事故から 5 年以上がたちまして、私ども国の責任で処理しなければいけない、この指定廃棄物の事業がなかなか進捗していないということ、大変申し訳なく思っております。しかし、他方で、今保管をいただいている方々の、その保管状況が、非常に逼迫しているということも事実でありますので、何とかしてこれを進めたい、そういう思いでありますので、どうか皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

白石政務官：どうも皆さん、本当にお忙しい中、栃木県内の市町長の皆さま方にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。また、福田知事さまにもご出席を賜りましたことを、心から感謝を申し上げたいと思います。

これを持ちまして、第 7 回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を終了させていただきます。誠にありがとうございます。